

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 2 月 7 日（2023 年 4 月 1 日更新）

## 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についての最新情報

### Executive Summary

- 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するために、令和 6 年以降、法人税、所得税及びたばこ税について、付加税等の税制措置が予定されている
- 令和 5 年 2 月 3 日に令和 5 年度税制改正法案と防衛財源法案が国会に提出されたが、当該付加税については含まれていない。法令化はまだ少し先であり、令和 5 年 3 月決算における税効果会計の計算に用いる税率には影響しないものと予想される

### 1. はじめに

令和 4 年 12 月 16 日に公表され、12 月 23 日に閣議決定された令和 5 年度税制改正大綱（以下「大綱」）においては、令和 5 年度税制改正の内容とは別に、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置が記載された。我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保することが必要であり、令和 6 年以降、法人税、所得税及びたばこ税について、付加税等の税制措置（以下「当該措置」）が実施される予定とのことである。

本ニュースターでは、当該措置の内容と、その後の法令化の状況、及び令和 5 年 3 月決算への影響について考察する。

### 2. 大綱記載内容

大綱では、我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保することとされており、税制部分については、令和 9 年度に向け、令和 6 年以降複数年かけて段階的に実施され、令和 9 年度において 1 兆円強を確保することとされている。

当該措置の具体的な内容は、法人税、所得税及びたばこ税について、次のとおりである。

税目	措置案	施行時期
法人税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 新たな付加税が課される（以下「当該付加税」）<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 付加税 = 法人税額 × 税率 4～4.5%</li><li>➢ 中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円が控除される</li></ul></li></ul>	令和 6 年以降 の適切な時期

所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当分の間、新たな付加税が課される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 付加税 = 所得税額 × 税率 1%</li> </ul> </li> <li>■ 復興特別所得税：税率が 1% 引き下げられるとともに、課税期間が延長される <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとなる</li> </ul> </li> </ul>
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3 円 / 1 本相当の引上げが、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施される</li> </ul>

### 3. 改正法案の提出状況

法人税率が変更される場合に重要なのは、その施行時期とともに、その改正法の成立時期である。税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算することとされている（企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 44 項）ためである。

大綱の公表後、関連する可能性のある法案としては、以下の 2 法案が国会に提出されているが、その主な内容は次のとおりであり、当該措置については含まれていない。

- 「[所得税法等の一部を改正する法律案](#)」（財務省ウェブサイト（PDF））：令和 5 年 2 月 3 日国会提出

R5 法案は大綱において令和 5 年度税制改正の具体的な内容として記載されていた項目についての改正法案であり、当該措置については含まれていない。

- 「[我が国の防衛力の抜本的強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案](#)」（財務省ウェブサイト（PDF））：令和 5 年 2 月 3 日国会提出

令和 5 年度以降における防衛力の抜本的強化等に要する費用の財源に充てるため、以下からの受入金を確保することとし、所要の措置を講じる内容である。防衛費の財源のうち、税制以外により手当てされる部分についての法案であり、当該措置については含まれていない。

- 財政投融资特別会計財政投融资資金勘定及び外国為替資金特別会計からの繰入金
- 独立行政法人（国立病院機構・地域医療機能推進機構）からの国庫納付金
- 防衛力強化資金：一般会計の中に創設され、防衛力強化税外収入（国庫財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入）を財源とする

### 4. 考察

このように、執筆日（令和 5 年 2 月 7 日）現在、当該措置についての法案は国会に提出されていない。

大綱記載の当該付加税の税率は 4～4.5% と幅があるなど、法令化するにはまだ具体性が足りないと思われ、もう一度税制調査会などの検討を経て、正式に法令化されるものと予想される。

そのため、法令化されるにはまだ少し時間がかかるものと予想され、令和 5 年 3 月決算における税効果会計で用いる税率に当該付加税は加味されないものと予想される。

（令和 5 年 4 月 1 日追記）

令和 5 年 3 月 31 日までに当該措置についての法制化はなかったため、令和 5 年 3 月決算における税効果会計で用いる税率には当該付加税は加味されないことで確定した。

今後については推移を見守ることが必要である。

（東京事務所 大野 久子）

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 5 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301